

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
一般	03	01	02	134100	高齢者福祉サービス提供事業		
総合計画	分野	暮らし					
	政策	2-5	福祉の充実				
	施策	2	高齢者福祉の充実				
目的	介護サービスにおける利用者負担の軽減						
対象	要介護被保険者及び要支援被保険者						
意図	介護サービスに係る経済的な負担軽減を図る。						
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること							
○介護サービス利用者支援 介護サービス利用者の負担軽減を実施する社会福祉法人への補助 ○ホームヘルプサービス利用者支援 障がい者施策によるサービス利用者が65歳以降介護保険によるサービスに移行した場合の自己負担額の減免に対する補助							
市民参画の有無 []							
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		事業協力・協定	
		後援・協賛		○補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)	
①	社会福祉法人による軽減対象者数	人	計画	55	64		
			実績	55	64		
②	ホームヘルプサービス利用者支援制度利用者数	件	計画	5	5		
			実績	0	0		
③			計画				
			実績				
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)	
①			目標				
			実績				
②			目標				
			実績				
③			目標				
			実績				
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
制度の内容が生計困難者の介護サービスに係る経済的な負担軽減を図ることを目的としていることから、成果指標によって事業効果を計る性質のものではない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	・生計困難者であっても公平に介護サービスを利用するために必要である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	・利用者負担軽減を実施している社会福祉法人では、対象者全員について軽減を行っているが、未実施の社会福祉法人について、今後も制度の必要性の周知を図っていく必要がある。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	・対象者全員の負担軽減を行うためには、事業費の確保は必要である。 ・補助金交付事務であるため、人件費の削減の余地はない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	・社会福祉法人に制度を周知しており、対象者は制度を利用している。 ・法人に対する補助については、国、県の要綱に基づいて実施しているため、適正である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
・利用者負担軽減を実施している社会福祉法人においては、全ての対象者が制度を利用し経済的な負担軽減が図られ公平に介護サービスを利用できているため、引き続き事業の継続が必要である。		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	02	134100	高齢者福祉サービス提供事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,050	2,231		181
財源内訳	国・県	1,537	1,669		132
	地方債				
	その他				
	一般財源	513	562		49

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部重点施策における目標
高齢者が元気で生きがいをもち、安心した生活を送っています。

事業開始の背景・経緯
平成12年施行の介護保険法制度では、法施行前の費用徴収を上回らない措置が採られたが、これに加えて低所得者に対する減免措置について国が事業実施要綱を定めたことにより事業を開始したものである。

事業概要
○介護サービス利用者支援
介護サービス利用者の負担軽減を実施する社会福祉法人への補助
○ホームヘルプサービス利用者支援
障がい者施策によるサービス利用者が65歳以降介護保険によるサービスに移行した場合の自己負担額の減免に対する補助

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

新設等の社会福祉法人に対して制度の必要性を周知し、生計困難者の適切な介護サービスを受ける機会の確保の拡大に努める必要がある。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 長寿福祉課 担当係長 佐藤ひとみ 内線 580

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

○ 介護サービス利用者支援(社会福祉法人軽減) 2,231千円
介護サービス利用者負担軽減を実施する社会福祉法人への補助

【対象者及び軽減の程度】

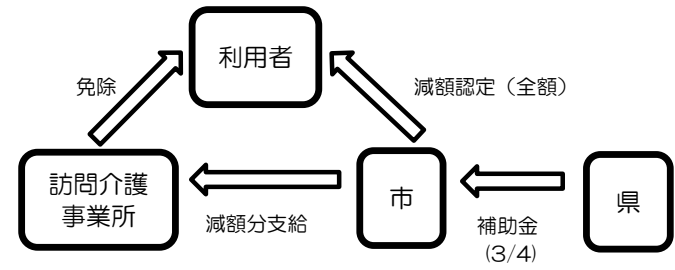
- ・対象者…市民税世帯非課税であって、生計が困難であると認められる者
- ・対象となる費用…サービス利用に係る利用者負担(食費・居住費を含む)
- ・軽減の程度…利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)



市補助金 補助金交付…3法人

- 「軽減額」 ≤ 「(本来受領すべき利用者負担収入×10%)」の場合
⇒(軽減額 - (本来受領すべき利用者負担収入×1%)) × 1/2
- 「軽減額」 > 「(本来受領すべき利用者負担収入×10%)」の場合
⇒(軽減額 - (本来受領すべき利用者負担収入×5.5%))

○ ホームヘルプサービス利用者支援 0千円
障がい者施策によるサービス利用者が65歳以降介護保険によるサービスに移行した場合、自己負担額の減免に対する補助



利用実績
平成21年度以降…対象者 0名
・対象者…利用者負担が生じた場合、生活保護の受給を要する者